議案等百一号

三朝町基本財産林造成事業に関する条例の一部改正について

定により本議会の滅決を求める。 について、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条送一頭の規次のとおり三朝町基本財産林造成事業に関する条例の一部を改正すること

昭和四十四年九月二十四日

三朝町長 坂出维己

昭和治 八年九月葵九日 原案可決

議会議長 矢田秀起

三朝明基本歌產林造成事業に関する条例の一部を改正する条例

三朝町基本財産林造成事業に関する条例(昭和二十九年三朝町系例美四十

第一条中「及び共有地」の下に「(以下「土地前有看」という。)を加え、九子)の一部を次のように改正する。

対照」を「対象」に、「基土」を「基づき」に、「(以下事業という)」

第五条中「当り」を「当たり」に改める。第四条第一項中「基さ」を「基づき」に改め、同条第三項を削る。を「(以下「事業」という。」に改める。

したがい」に改める。「行ない」に、「安合」を「割合」に、「後」」を「実へ来中「行い」を「行ない」に、「安合」を「割合」に、「後」」を「

第九条中「に受めるものを陈く外」を「の施行に関し」に改め、同条中「たかし」に改める

この条例は、公布の日から施行する。